

# 第1回 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会

日時：平成24年12月19日(水)

午後1時30分～

場所：アートフォーラム大会議室

## 次 第

～ 委嘱状の交付 ～

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員の紹介(自己紹介)
- 4 委員長の選出
- 5 委員会の運営について(案)
- 6 報 告 事 項
  - (1) 整備基本計画について
  - (2) 設計について
- 7 アドバイザー講話  
社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー  
有限会社空間創造研究所 代表 草加叔也氏
- 8 協 議
  - (1) 管理運営計画の骨子(案)について
  - (2) 今後の進め方について(案)
  - (3) 文化会館に望む事業や活動について
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

## 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市文化会館(以下「文化会館」という。)の整備基本計画(平成24年3月策定)に沿った管理運営計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 文化会館の管理運営計画に必要な基本理念や基本方針、事業計画、管理運営体制、市民参画などに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化会館の管理運営に関して市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、地方公共団体の議会の議員又は常勤の公務員である者を除く。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関・団体等の代表又は構成員
- (3) 公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、3人以内とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

## 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会

### ◎ アドバイザー

氏 名	所属等	区分
葦 加 叔 也	社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー 有限会社空間創造研究所 代表	

### ◎ 検討委員

(敬称略)

氏 名	所属等	区分
1 策 山 昭 子	鶴岡市社会教育委員長	有識者
2 穂 積 恒 雄	公益財団法人藤島文化スポーツ事業団理事	〃
3 梅 津 芳 春	利用者団体 (邦楽)	関係機関・団体等
4 阿 藤 賀 夫	利用者団体 (演劇)	〃
5 柿 崎 泰 裕	利用者団体 (洋楽)	〃
6 三 浦 謙	元文化会館整備検討委員	〃
7 井 上 莉 也	田川地区高等学校文化連盟 (中央高校長)	〃
8 菅 原 弘 昭	田川地区中学校文化連盟 (櫛引中学校長)	〃
9 琴 野 美奈子		公募委員
10 イガラシ 嵐 矢 輔		〃
11 鯛 井 美羽鳥		〃

【任期】委嘱の日から平成26年3月31日まで

## 報告事項

### (1) 整備基本計画（平成24年3月策定）について

策定にあたっては、平成23年6月に「鶴岡市文化会館整備検討委員会」（有識者や関係機関・団体、公募市民で構成）を設置し、今年2月までに全9回の委員会を開催して、整備基本計画の内容について協議していただいた。委員会では、舞台芸術等の経験者による「専門委員会」（器楽、演劇、音響分野）や「利用者懇談会」（舞台芸術活動団体や学校関係者、青年団体）などからの意見も参考に協議を深めてもらいました。

これらの検討を踏まえ、市民からの意見公募（パブリックコメント）も実施し、寄せられた意見なども参考にして整備基本計画を策定しました。

### (2) 設計について

#### ○設計者の選定

設計者の選定にあたっては、公平性や透明性を確保するため、有識者や市民などからなる設計者選定委員会を設置し、今年4月26日に公募型プロポーザル方式による設計者選定に係る手続き開始の公示、6月24日に代表企業枠第一次審査・市内企業枠審査、7月7日に公開ヒアリング及び代表企業枠第二次審査を実施し、特定者として株式会社 妹島和世建築設計事務所を選定しました。

その後、特定者による設計共同企業体協定書等の提出を受け、平成24年8月6日に「妹島・新穂・石川共同体」と設計業務に係る委託契約を締結しました。

#### ○進捗状況と今後の予定

8月22日のプロポーザル提案内容市民説明会や10月21日の第1回市民ワークショップ、12月11日の利用者懇談会などを実施し、舞台芸術活動団体や学校関係者、青年団体など、市民からの意見を聞く機会を設け、いただいた意見を参考に、設計の作業にあたっています。

12月23日に第2回市民ワークショップを予定しており、前回いただいた意見などを踏まえ、設計案について説明する機会を設ける予定となっています。

また、平成25年2月に基本設計が完了する予定をしており、完了後に市民説明会を開催する予定となっています。

## 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会をはじめの前

鶴岡市文化会館の設計者が決まり、いよいよ具体的な建物の設計がスタートしました。しかし、建物ができただけで鶴岡市文化会館ができるわけではありません。そこでは音楽や演劇の鑑賞や発表、鶴岡市内外の子どもからお年寄り、多くの市民の喜ぶ顔が集まってこそ真の鶴岡市文化会館になることができます。

設計者には、そのための優れた“器”を創っていただく役割を担っていただきます。その両輪として鶴岡市文化会館となるための“魂”を入れていただくのが、この「鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会」の役割です。多くの市民から、鶴岡市の将来に向けた文化施設のあり方を広い視野で考えていただくことが期待されています。

[ I ]:なぜ新しい鶴岡市文化会館整備のために「管理運営計画」の検討が必要か。

- 「管理運営計画」は、「施設整備計画」と対を成す、鶴岡市文化会館整備計画の両輪
- 鶴岡市文化会館の竣工は、ゴールではなく、文化振興のためのスタート
- そのため「管理運営計画」は、竣工後からはじまる「文化振興」のための水先案内書
- 中長期の運営指針を示すと共に、市民と行政の理解を深めていくための対話の書

[ II ]:「管理運営計画」では、どのようなことが検討されるのか。

- 先ずは、既に策定されている「鶴岡市文化会館整備基本計画」への理解と点検
- 新しい「鶴岡市文化会館」を整備する目的、施設が担う使命(mission)とはなにか
- 目的や使命を実現するため「鶴岡市文化会館」ではどんな「活動」や「事業」を行なうのか
- 「活動」や「事業」を実行に移すために「運営組織」に求められる条件と整理
- さらに、上記を実現するためにどの程度の経費が必要になるのか

[ III ]:鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員は、どのような役割を担うのか。

- [ I ]の内容を念頭に、市が示す[ II ]の方針についての検討
- 鶴岡市に住む多くの市民に相応しい文化会館になるための広い視野での意見交換
- 可能な範囲で、鶴岡市に住む方々への情報の提供と意見の徴集
- 管理運営に対する意見表明だけでなく、市民として何ができるのか(市民参加)の検討

### 【参考】

\*「文化芸術振興基本法」(平成 13 年 12 月 7 日公布)

\*「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成 24 年 6 月 27 日公布)

## 鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会の運営について（案）

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

### 1 会議の招集等

会議を開催しようとするときは、委員に対し、会議の日の1週間前までに通知し、会議資料を送付する。

### 2 会議の概要

会議終了後、事務局において、次の事項により会議の概要を作成、委員に送付し、かつ鶴岡市のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 案件及び協議の概要
- (4) 当該会議資料の全部又は一部
- (5) その他必要な事項

### 3 その他

その他、委員会の運営において必要な事項が生じた場合は、委員会において協議する。

## 鶴岡市文化会館管理運営計画の骨子（案）

- 1 基本理念 整備の目的（整備基本計画の再確認）  
新文化会館の役割  
鶴岡市の文化芸術政策における位置づけ
- 2 基本方針 基本理念の実現に向けた事業の展開  
市民参画、文化団体等との連携による計画・運営
- 3 事業計画
  - ・ 自主事業 自主事業の方針  
開館記念事業、プレイベント
  - ・ 貸館事業 貸館計画の基本的な考え方  
利用規則及び利用料金に関する考え方と方向性  
休館日・開館時間・受付時間・貸館区分  
使用申請手続き・利用料金
- 4 運営主体・組織 運営主体の方向性  
運営組織図（案）  
市民参加の方向性  
市民ボランティア  
市民サポーター
- 5 収支計画 収支の基本的な考え方  
収支の構成
- 6 広報計画 広報計画の基本的な考え方  
開館前後の広報計画
- 7 今後のスケジュール 管理運営計画策定後から開館まで  
開館後の予定 など

鶴岡市文化会館管理運営計画検討委員会の今後の進め方について（案）

◎検討委員会

第1回検討委員会（H24.12.19）

委員の委嘱  
委員会の運営について  
アドバイザー講話  
計画の骨子  
今後の進め方

【協議題】

①文化会館に望む事業や活動について

第2回検討委員会（H25.2 下旬）

【協議題】

①文化会館に望む事業や活動について

（まとめ）

②基本理念や基本方針

第3回検討委員会（H25.4 下旬）

【協議題】

②基本理念や基本方針（まとめ）

③自主事業と貸館事業について

第4回検討委員会（H25.6 下旬）

【協議題】

③自主事業と貸館事業について（まとめ）

④運営主体・組織について

第5回検討委員会（H25.9 下旬）

【協議題】

④運営主体・組織について

第6回検討委員会（H25.12 下旬）

【協議題】

⑤収支計画、広報計画について

第7回検討委員会（H26.2 下旬）

【協議題】

管理運営計画（案）について

●管理運営ワークショップ

- ・より多くの市民からの意見を参考にするため、管理運営ワークショップを実施する。
- ・文化会館の事業に対するサポーター（応援者）の育成を図る。
- ・芸術文化団体や青年団体、一般市民などに呼びかけ、参加者を募集する。
- ・毎回30人程度  
（7～8人の4グループ程度）

平成25年度中に2回程度実施

ワークショップ

〈テーマ〉

『どんなことがしたいか、

どんなことができるか』

『どんな参加・協力ができるか』

・ボランティアやサポーターなど



# 文化会館改築整備スケジュール(案)

2012.12現在

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
基本計画策定(H23年度策定)						
測量・地質調査	敷地測量 地質調査					
基本・実施設計	設計発注 基本設計	実施設計				
設計ワークショップ	① ②					
設計説明会など	● ● ● ● ● ● ● ●					
管理運営計画策定			(管理運営実施計画)			
管理運営計画検討委員会	● 1 ● 2 ● 3 ● 4 ● 5 ● 6 ● 7					
管理運営ワーキンググループ(2回程度)	● ● ● ● ● ● ● ●					
解体工事		工事発注				
建設工事		工事発注 工事準備				
外構・その他工事				工事発注		
備品購入						
準備・開館					開館	
休館						

事業	内容	実施回数	日数
育成事業			
市民文化活動支援			
ジュニア育成講座	演劇、合唱、器楽、舞踊など定期的な講座を開催。	通年	週1回程度 (年間45日)
市民文化活動養成講座	企画、制作などの講座を開催。スタッフや市民プロデューサーの育成を図る。	年2回	1回14日間 程度
市民創造団体育成	演劇、コーラス、オーケストラ、ミュージカル、オペラ、舞踊などの定期的な講座を開催。発表まで持っていく。	通年	月2回程度 (年間22日)
市民芸術活動支援	自ら活動を行なっている団体や個人に、公演の共催・提携、練習場の提供、指導者の派遣など支援を行なう。	通年	—
ワークショップリーダー養成講座	ワークショップリーダーを育成する。活動のさまざまな場でリーダーとなり、市内の各施設等での活動を担っていく。	年1回	1回14日間 程度
ワークショップファシリテーター養成講座	ワークショップファシリテーターを育成する。将来的には各地に派遣し、事業を展開していくことを目指す。	年1回	1回14日間 程度
体験講座	入門編として芸術文化を体験できる講座をワークショップ形式で実施。さまざまなジャンルのものを開催する。	年4回	各1～2日
伝統芸能の継承			
伝統行事の開催支援	市内各地で行なわれている伝統行事について、練習場所の提供、スタッフの派遣等支援を行う。	通年	—
伝統芸能の鑑賞機会の充実	子どもが伝統芸能に触れる機会を提供していく。	年2回	1日
伝統芸能育成講座	伝統芸能を継承していくための講座開催。講師は、当該地域の熟練者が担当する。	通年	月2回程度 (年間20日)
サポーター育成	市民のサポート組織やボランティア活動の推進。	通年	—
空間支援事業	施設が空いている期間は積極的に貸出していく。定期利用、長期利用など利用者のニーズに合わせた貸出しを行う。	通年	—
創造事業			
発表機会の提供			
ジュニア育成講座発表会	育成事業での成果発表の場の提供。長期的にはオリジナル作品を創造していく。	年1回	3日
市民創造団体育成発表会	育成事業での成果発表の場の提供。長期的にはオリジナル作品を創造していく。	年1回	3日
市民文化活動団体育成発表会	育成事業での成果発表の場の提供。長期的にはオリジナル作品を創造していく。	年1回	3日
浦添市文化祭	現在の事業を発展的に継続	年1回	2日
浦添音楽祭	現在の事業を発展的に継続	年1回	2日
Jazz in 浦添	現在の事業を発展的に継続	年1回	2日
浦添市小中学生音楽祭	現在の事業を発展的に継続	年1回	2日
作品創造事業	育成事業での成果をさらに発展させ、内外に発信できるオリジナル作品を創造していく。	隔年開催	—
共催公演事業	実演団体、文化サービスオーガニゼーションなどさまざまな組織、個人と、共同で公演事業を展開する。会場の提供、稽古場の優遇、人的支援を行うなど、協力体制をとっていく。	通年	—

事業	内容	実施回数	日数
<b>交流事業</b>			
<b>鑑賞事業</b>			
若手アーティストの公演鑑賞	若手アーティストに発表機会を提供、支援の意味も込めて積極的に行う。	年1回	各1日
優れた芸術文化の公演鑑賞	演劇、コンサート、舞踊、ミュージカル、バレエ、オペラなどさまざまな分野の優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供していく。	年2回	各1日
キネマシアター浦添	現在の事業を発展的に継続	年2回	各1日
市民企画公募事業	市民から事業企画を公募、実施する事業に対しては、必要に応じ、人材、場、経費的支援などを行う。	年1回	—
<b>コミュニケーション事業</b>			
施設開放型事業	全施設を使つてのスタンプラリーやオープン講座の開催など	年1回	1日
まちへ出て行く事業	地域のストックを活用し、学校、企業、病院、商店街などでアウトリーチ活動を展開。 対象組織と共同で実施することも考えられる。	年3回	各1日
<b>人材交流事業</b>			
小学校との交流	学校におけるワークショップの開催や先生による活動の指導、文化芸術の手法を使った授業の展開など。	年4回	1回1日間程度
中・高校との交流	芸術文化、生活文化系クラブ活動との連携、先生による活動の指導、文化芸術の手法を使った授業の展開など。	年2回	1回1日間程度
大学との交流	インターンシップ制度の導入やサークル活動、研究室などとの連携	年1回	2ヶ月間程度
企業との交流	企業内のさまざまな職能を持った人材による講座の開催や企業内サークルとの連携、てだこ交流文化センター主催の文化事業の提供など。	年2回	1回1日間程度
市内各施設との交流	福祉施設、青少年施設、公民館等との連携を図る。	年6回	—
他地域との交流	他地域の文化施設との人材交流など。	通年	—
アーティストとの交流	アーティストが浦添に滞在し、住民との交流事業を行う。	年1回	10日間程度
<b>広報事業</b>			
広報誌の発行	定期的に印刷物を発行していく。	隔月間	—
ホームページの開設・運営	インターネット上で情報を公開していく。施設利用の申込もできるようなシステムを構築する	適宜	—
<b>記録事業</b>			
	紙媒体、電子媒体(CD、DVDなど)などへの記録を行い、蓄積していく。 将来的には、二次利用を目指す。		
浦添音楽祭CD製作	発掘したアーティストのCDを製作、その後の活動支援を行う。	年1回	—
舞台芸術創造作品映像商品化	ビデオ、DVD等映像作品として商品化、販売を行う。	年1回	—
関連グッズ商品化	事業関連商品を開発、販売を行う。	通年	—
情報収集・発信事業	市内外の文化情報を収集、データベース化により共有化を図る。	通年	—